

## 出雲市農業委員会（第3期）第13回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和6年(2024)8月26日(月) 午後1時23分から午後2時15分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員（21名）

|       |        |       |       |       |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| 大梶 泰男 | 岡田 征記  | 河原 昭紀 | 持田 守夫 | 若槻 博美 |
| 江角 昭夫 | 佐藤 文男  | 岸 勝   | 松本 尚幸 | 石飛 忠宏 |
| 今岡 充  | 八幡 みさこ | 伊藤 猛  | 天野 明浩 | 森山 亮二 |
| 立石 行雄 | 湯浅 道行  | 伊藤 美樹 | 佐野 芳夫 | 嘉本 良市 |
| 水 壯   |        |       |       |       |

4 欠席委員（3名）

松井 幸男 勝部 守 常松 守男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第74号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第75号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第76号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第77号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第78号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第79号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に２番岡田征記委員、４番持田守男委員を指名する。

議長        それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項報第３８号農地法第１８条第６項の規定による通知について、報第３９号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、を一括して報告します。

              報第３８号農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

三木係長        それでは、報第３８号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第１８条第１項第２号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の６ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の１ページをご覧ください。今月は受付番号７６番から７８番の３件の通知がありました。内訳としては、耕作者及び条件変更のためが１件、売買のためが１件、借人の都合が１件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後６ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長        続いて、報第３９号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

三木係長        それでは、報第３９号について、ご説明いたします。農地法第３条の３において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の２ページから１３ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号１０６番から１２７番までの２２件でした。権利の取得事由は、２２件全てが「相続」によるものでした。受付番号１１４番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、被相続人から記載の持分で農地を相続されたものです。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、８月６日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長        報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 次に、議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田課長補佐から内容について、説明をお願いします。

打田課長補佐 議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、8月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は3筆、6,437㎡で、すべて新規での設定となります。この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分はありません。中間管理事業分の合計が、3筆、6,437㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は17筆、26,090㎡、うち新規の設定が7筆、7,041㎡、再設定が10筆、19,049㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、2筆、2,706㎡、中間管理事業分の合計が、15筆、23,384㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。20筆、32,527㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。9ページの表と、10ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。しまね農業振興公社からの買い入れが1件13筆11,368㎡

です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議 長        それでは、議題となっています議第 7 4 号のうち、農業委員が関与する 1 件が先議案件となります。その内 8 番松本尚幸委員の関与案件が 5 ページの 3 2 6 番になります。それでは、8 番松本尚幸委員の関与案件 1 件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、8 番松本尚幸委員が除斥となります。

議 長        本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長        質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 7 4 号のうち 8 番松本尚幸委員の関与案件 1 件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長        挙手全員と認めます。よって、8 番松本尚幸委員の関与案件 1 件を承認します。ここで松本委員の除斥を解除いたします。

議 長        続きまして、議第 7 4 号のうち、先ほどの先議案件 1 件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長        質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 7 4 号のうち、先議案件 1 件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長        挙手全員と認めます。よって、議第 7 4 号のうち、先議案件 1 件を除くすべての案件について承認します。

議 長        次に、議第 7 5 号農地法第 3 条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長        それでは、議第 7 5 号について、ご説明いたします。議案の 1 ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が 1 1 件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2 ページから 3 ページをご覧ください。受付番号 5 9 番について、譲渡人は、労力不足により、経営規模拡

大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号60番について、譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号61番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。受人は市外在住ですが、申請地の近隣の神社の宮司をしておられ、その神社に滞在されることも多く、そこを拠点に耕作するということです。

つづいて受付番号62番について、譲渡人は、規模縮小のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号63番について、譲渡人は、相手方の要望により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号64番について、譲渡人は、労力不足により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号65番について、譲渡人は、労力不足により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号66番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号67番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号68番について、譲渡人は、労力不足により、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号69番について、譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

以上、受付番号59番から69番については、4ページ、5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。個別の案件というより、言葉の整理についてお尋ねします。毎回の総会で第3条の議案の審議をする際、「経営規模

の拡大」という理由が記載されていますが、「経営規模の拡大」と聞けば、自分の経営規模を大きくするという感じを受けますが、今月の案件では、元々の経営規模が少ない上に、取得する面積も少ない状況だと、イメージに合わない気がします。「経営規模の拡大」というのはこういった観点で捉えられているのかお伺いします。

三木係長 「経営規模拡大」については、基本的に申請書に記載されている内容を議案にも載せています。例えば今の状況ですと0㎡からの「経営規模拡大」もありうる状況となっています。今後どうしていくかということは、考えていきたいと思います。

今岡委員 これ以上の意見はありません。よろしくご検討ください。

議 長 他に質問、意見はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第75号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第75号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第76号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第76号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、10件の申請がありました。議案書は6ページ・7ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから18ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている3件について、9月に開催予定の第102回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はありません。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書6ページの受付番号14番についてご説明いたします。説明資料は、1ページから3ページをご覧ください。矢野町の田1筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、車庫、倉庫、駐車場です。面積

については、転用面積・事業面積ともに517.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。計画についてご説明いたします。計画者は、申請地の隣接地に居住している個人です。この度、申請地の隣地に、子夫婦2組が個人住宅を建築する計画しており、また、計画者は別の子夫婦と同居する予定です。これに伴い、車庫兼倉庫を建築し、家族用および来客用駐車場として利用する計画です。子夫婦の個人住宅の建築につきましては、農地法第5条の規定による許可の申請があり、議案書8ページの受付番号97番、98番の案件となります。なお、倉庫については、約20年前から許可なく利用していたもので、追認で許可をうけるものです。資金計画につきましては、所要資金額1,000万円で、これに対する資金調達は、全額借入金の計画です。証明書を確認しています。今月は追認の案件が7件あります。受付番号11番の案件は、以前から貸駐車場として利用していたものです。受付番号12番の案件は、平成18年から貸店舗、貸駐車場として利用していたものです。受付番号13番の案件は、約30年前から進入路および車庫として利用していたものです。受付番号14番の案件は、さきほど説明したとおりです。受付番号15番の案件は、昭和52年から排水路として利用していたものです。受付番号16番の案件は、数十年前から墓地および墓地の管理地として利用していたものです。受付番号18番の案件は、約10年前から、住宅、車庫、庭、進入路として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。また、受付番号20番の案件は、平成30年9月28日付けで農用地区域から除外しておりますが、申請者の都合で住宅の建築が遅れ、転用の申請を行わないままとなっていました。事業者には始末書の提出を受け、指導しております。以上、受付番号11番から20番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長           ご質問、ご意見はございませんか。

議長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第76号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長           挙手全員と認めます。よって議第76号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 次に、議第 77 号農地法第 5 条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第 78 号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第 77 号について、ご説明いたします。議案書の 8 ページから 15 ページ、説明資料の 4 ページから 30 ページ、参考資料の 19 ページから 88 ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が 34 件、賃借権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 8 件の合計 44 件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている 20 件について、9 月に開催予定の第 102 回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 8 ページの受付番号 93 番です。説明資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。転用場所は高松町の田 2 筆です。案内図は 5 ページです。転用目的は建売分譲です。面積は転用面積所要面積ともに 2, 111.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 号第 2 項の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地 8 区画を造成し、個人住宅を建設する計画です。資金計画については、所要資金額が 2 億円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 8 ページの受付番号 96 番です。説明資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。転用場所は、下横町の田 3 筆です。案内図は、8 ページです。転用目的は、店舗敷地です。面積は、転用面積、所要面積ともに 1, 732.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 1 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は近隣で造園業を営んでいる法人です。この度事業所に近く利便性の高い申請地を整備し、展示用の店舗を建設する計画です。資金計画については、所要資金額が 4000 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 9 ページの受付番号 100 番です。説明資料の 10 ページから 12 ページをご覧ください。転用場所は中野町の田 3 筆です。案内図は 8 ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに 3, 832.00 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 3 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 44 条第 3 号の「用途



地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で宅地建物取引業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地15区画を造成する計画です。資金計画については、所要資金額が6500万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書9ページの受付番号102番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は知井宮町の田1筆です。案内図は11ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,068.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地7区画を造成、個人住宅を建設する計画です。資金計画については、所要資金額が1億8380万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書9ページの受付番号105番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は西代町の田32筆です。案内図は17ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積、所要面積ともに9,508.06㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第3種農地です。許可該当条項は、農地法第施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業者は、隣接地に事務所及び工場を所有し、製造業を営んでいる法人です。この度、隣接地である申請地を整備し、自社工場で消費している電力を賄うため、太陽光パネルを設置し、太陽光発電所として利用する計画です。なお、太陽光による発電量より自己消費電力量の方が大きいため売電を行う予定はない計画となっています。資金計画については、所要資金額が1億5130万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号112番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は佐田町毛津の田2筆です。案内図は20ページです。転用目的は、資材置場及び駐車場です。面積は、転用面積が1,536㎡、所要面積が4,000.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2号第2項の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で廃棄物の収集及び処理運搬業務を行っている法人です。この度、事業所に近く利便性の高い申請地を整備し、廃棄物置場及び従業員用の駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金

額が1,600万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書13ページの受付番号118番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は斐川町学頭の田3筆です。案内図は23ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,117.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2号第2項の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、隣接地に資材置場を所有し、土木建築業を営んでいる法人です。この度、既存資材置場の隣接地である申請地を整備し、資材置場の拡張地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が161万7千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書13ページの受付番号123番です。説明資料の25ページから27ページをご覧ください。転用場所は斐川町併川の田1筆です。案内図は26ページです。転用目的は、駐車場及び祭事場です。面積は、転用面積、所要面積ともに3,654.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は農地法施行規則第43条第1号の「公共500-②」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、隣接地で神社の経営を行っている宗教法人です。この度、神社に隣接している申請地を整備し、祭事などの際に不足する駐車場及び祭事などを行う際に必要な広場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が3300万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書14ページの受付番号125番です。説明資料の28～30ページをご覧ください。転用場所は国富町の田2筆です。案内図は29ページです。転用目的は、資材置場及び工事用車両駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,096.00㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で建設業を営んでいる法人です。この度、事務所に近く利便性の高い申請地を一時的に貸借し、資材置場及び工事用車両の駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が125万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、

農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第78号について、ご説明いたします。議案書は16ページ、参考資料は59ページ・60ページ、61ページ・62ページ、77ページ・78ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が3件の合計3件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、9月に開催予定の第102回常設審議委員会に諮問する予定です。今月は説明案件がありません。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。なお3件とも5条関連案件です。以上議第77号の44件及び議第78号の3件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号4番の持田です。100番の案件ですが、宅地分譲という事業ですが、宅地分譲は可能な事業ですか。

後藤副主任 原則転用事業として造成のみを行う事は農地法施行規則の47条に定められていますが、例外規定がありまして、造成のみでも認められているケースとして、用途地域内の農地につきましては、造成のみの転用事業も可能であることが定められています。よろしくお願いします。

持田委員 わかりました。何が例外なのかということを何かの機会に教えてください。お願いします。

後藤副主任 説明案件については、例外規定がある場合には記載したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第77号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第78号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第77号の全案件を許可相当とし、許可決

定及び承認いたします。また、議第78号を決定いたします。

議長        それでは、議第79号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員    それでは議第79号、非農地証明の申請について説明します。今月は3件の申請がありました。

受付番号17番について説明いたします。申請地については議案書17ページに載せております。また説明資料の31、32ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料33ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月26日に勝部農業委員、大島推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号18番について説明いたします。申請地については議案書17ページに載せております。また説明資料の34ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料35ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は8月8日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号19番について説明いたします。申請地については議案書17ページに載せております。また説明資料の36ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料37ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は8月8日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

3件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長        担当農業委員さん補足がありましたらお願いします。石飛委員さんいかがですか。

石飛委員        議席番号10番の石飛です。事務局のとおりで補足はありません。以上で

す。

議 長 事務局と担当農業委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第79号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第79号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 2 時 1 5 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、大森副主任、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---